## 審査基準

令和4年5月11日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第108条の4第1項

処 分 の 概 要:指定講習機関の指定

原権者(委任先):青森県公安委員会

法 令 の 定 め:道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項(指定講習機関)

指定講習機関に関する規則第1条(指定講習機関の指定)、第2条(指定の申請)、第5条(運転適性指導員)、第6条(取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条(運転習熟指導員)、第8条(初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)、第8条の2(若

年運転者講習を行う指定講習機関の基準)

審 査 基 準:指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。

標準処理期間:30日間

申 請 先:青森県警察本部交通部運転免許課

問い合わせ先:青森県警察本部交通部運転免許課

高齢運転者等支援係 (電話017-782-0081)

備 考: